

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター定款の変更について

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第二項の規定により、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター定款の一部を次のように変更するものとする。

令和六年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター定款の変更

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター定款の一部を次のように変更する。

別表二の表中

共同住宅	共同住宅	自転車置場 物置	自転車置場 物置	プロパン庫	プロパン庫	共同住宅	共同住宅	自転車置場 物置	自転車置場 物置
------	------	-------------	-------------	-------	-------	------	------	-------------	-------------

を

共同住宅（令和	共同住宅（令和	自転車置場（令和六年	自転車置場（令和六年	プロパン庫（令和	プロパン庫（令和	共同住宅（令和	共同住宅（令和	自転車置場・物	自転車置場・物
---------	---------	------------	------------	----------	----------	---------	---------	---------	---------

六年四月二十三日除却)

四月二十三日除却)

和六年四月二十三日除却)

に改める。

六年四月二十三日除却)

置(令和六年四月二十三日除却)

附 則

この定款の変更は、総務大臣の認可を受けた日から施行する。